

新株予約権発行に関する取締役会決議公告

株主各位

2025 年 6 月 25 日

東京都中央区日本橋室町 1 丁目 13 番 7 号 PMO 日本橋室町 5F
曙 プ レ ー キ 工 業 株 式 会 社
代 表 取 締 役 社 長 長 岡 宏

当社は、2025 年 6 月 13 日開催の当社取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、当社の取締役及び執行役員に対し下記の内容の新株予約権を発行することを決議しましたので、会社法第 240 条第 2 項及び同条第 3 項の規定に基づき、公告いたします。

記

I. 第 13 回 (A) 中期新株予約権

1. 新株予約権の数

221 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 22,100 株とし、下記 3. (1) により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後の付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権の払込金額は、本新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定される公正な評価額とする。ただし、当社は、本新株予約権の割当てを受ける者に対し、本新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調

整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

また、新株予約権割当後、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が吸収分割もしくは新設分割を行う場合、当社は目的となる株式の数を合理的な範囲で調整することができるものとする。

（２）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権を行使することにより交付を受ける株式1株あたりの払込金額を1円とし（以下、「行使価額」という。）、これに付与株式数を乗じた金額とする。

（３）新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2028年7月12日から2031年7月11日（2031年7月11日の経過前に新株予約権者が当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失し又は死亡した場合は3.（６）に定める期間）とする。

（４）増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

（５）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

（６）新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、2031年7月11日の経過前に当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合には、退任した日の翌日から10日を経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。但し、新株予約権者が死亡した場合はこの限りではない。

- ② 各新株予約権 1 個当たりの一部行使（1 個未満の単位の行使）はできないものとする。
- ③ 2031 年 7 月 11 日の経過前に新株予約権者が死亡した場合、その法定相続人に限り新株予約権の行使ができる。但し、当該法定相続人は、当該新株予約権者が死亡した日の翌日から 4 ヶ月を経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日までの間に限り、新株予約権の行使ができる。

4. 新株予約権の割当日

2025 年 7 月 11 日

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権者から、新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社は、新株予約権者又はその法定相続人が、上記 3. (6) の規定により、新株予約権の全部又は一部を行使できなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合、当社は、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画（以上を総称して以下、「組織再編契約等」という。）において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 3. (1) に準じて組織再編契約等において決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 3. (2) で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 6. (3) に従って決定される当該新株予約権の目的で

ある再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3.(4)に準じて組織再編契約等において決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3.(6)に準じて組織再編契約等において決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて組織再編契約等において決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて組織再編契約等において決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

取締役を兼務しない執行役員 4名 221 個

各対象者への割当数は、各対象者による新株予約権の申込みの数が、当社取締役会が定める各対象者への割当数に満たない場合には、当該申込みの数に減少することとする。

II. 第13回(B)長期新株予約権

1. 新株予約権の数

447 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 44,700 株とし、下記3.(1)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後の付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権の払込金額は、本新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定される公正な評価額とする。ただし、当社は、本新株予約権の割当てを受ける者に対し、本新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（又は併合）の比率}$$

また、新株予約権割当て後、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が吸収分割もしくは新設分割を行う場合、当社は目的となる株式の数を合理的な範囲で調整することができるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権を行使することにより交付を受ける株式 1 株あたりの払込金額を 1 円とし（以下、「行使価額」という。）、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2025 年 7 月 12 日から 2055 年 7 月 11 日（同期間経過前に新株予約権者が当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失し又は死亡した場合は 3.（6）に定める期間）とする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする。計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から 10 日を経過するまでの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。但し、新株予約権者が死亡した場合はこの限りではない。
- ② 各新株予約権 1 個当たりの一部行使（1 個未満の単位の行使）はできないものとする。
- ③ 2055 年 7 月 11 日の経過前に新株予約権者が死亡した場合、その法定相続人に限り新株予約権の行使ができる。但し、当該法定相続人は、当該新株予約権者が死亡した日の翌日から 4 ヶ月を経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日までの間に限り、新株予約権の行使ができる。

4. 新株予約権の割当日

2025 年 7 月 11 日

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権者から、新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社は、新株予約権者又はその法定相続人が、上記 3. (6) の規定により、新株予約権の全部又は一部を行使できなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合、当社は、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画（以上を総称して以下、「組織再編契約等」という。）において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 3. (1) に準じて組織再編契約等において決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3.(4)に準じて組織再編契約等において決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3.(6)に準じて組織再編契約等において決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて組織再編契約等において決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて組織再編契約等において決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

取締役を兼務しない執行役員 4名 447個

各対象者への割当数は、各対象者による新株予約権の申込みの数が、当社取締役会が定める各対象者への割当数に満たない場合には、当該申込みの数に減少することとする。

以上